

片品スキークラブ規約

(名称)

第1条 本団体は、片品スキークラブ(以下、本クラブという。)と称する。

(事務局)

第2条 本クラブの事務局は、片品村役場内に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、全日本スキー連盟及び群馬県スキー連盟に加盟し、スキーの健全なる発達を図ることを目的とする。

(組織)

第4条 本クラブは、目的に賛同する者をもって組織する。但し、スキー場は賛助会員とする。

(事業)

第5条 本クラブは、目的達成のために次の事業を行う。

- (1) スキー産業振興の具体的方策の研究調査
- (2) 各種スキー大会・講習会・研究会等の開催並びに後援
- (3) 各団体との連携及び助成
- (4) 各種大会への選手派遣
- (5) スキー学校の開設、運営・指導
- (6) 選手の強化育成
- (7) その他目的達成のために必要な事項

(役員)

第6条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名
- (7) 正副部長 若干名
- (8) 委員長 若干名

(役員を選出及び任務)

第7条 会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事は、総会で選出する。

- (1) 会長は、本クラブを代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事長は、会長及び副会長を補佐し事務を処理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し事務を処理する。
- (5) 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、部長、委員長で構成し、予算・決算、その他本クラブの運営上重要な事項を審議執行する。
- (6) 監事は、本クラブの会計を監査する。
- (7) 事務局は、会長が任命する。

(顧問)

第8条 会長は、理事会に諮り顧問を委嘱することができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べるることができる。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(部会)

第10条 本クラブは、必要に応じ部会(委員会)を置くことができる。

2 部会(委員会)において審議し決定した事項、又は実施した事項については、次期開催される理事会にその内容を報告しなければならない。

(会議)

第11条 本クラブの会議は、総会及び理事会とする。

(1) 本クラブは、毎年1回の定例会を開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

(2) 理事会は、必要に応じて随時開催する。

(3) 会議は、会長が招集し議長となる。

(経費)

第12条 本クラブの経費は、会費(賛助会費)・補助金・寄付金その他収入をもって充てる。

2 会費の額は、理事会において決定する。

(会計年度)

第13条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この規約で定めるものを除くほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規約は、昭和32年5月2日から施行する。

附則

この規約は、昭和54年11月1日から施行する。

附則

この規約は、平成7年6月29日から施行する。